フェロシリコン（ケイ素の含有率が25質量%以上30質量%未満又は90質量%以上のもの）（ブリケットを含む。）	FERROSILICON with 25% to 30% silicon, or 90% or more silicon (including briquettes)	一　可燃性物質類（等級4.3）として隔離すること。 二　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船長は荷送人から、貨物が３日以上外気に通じた状態で覆いをかけて保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態であること。 十　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止すること。 十一　船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）により消防員装具として設置を義務付けられている自蔵式呼吸具に加え、２以上の自蔵式呼吸具を船舶に備えること。 十二　携帯型の照明は、防爆型のものであること。 十三　航海中は、積載場所を連続して機械通風装置を用いて通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合には、この限りでない。 十四　通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を正確かつ安全に計測するための機器を船舶に備え、航海中に少なくとも一日に三回計測し、計測記録を船内に保管すること。 十五　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。 十六　積載場所に人がいる場合は、30分間隔で空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十七　積載場所の空気中のリン化水素濃度0.3ppm、ヒ化水素濃度0.05ppmを超えた場合、又は酸素濃度が18%未満になった場合は、積載場所への立入りを禁止すること。 十八　陸揚げ前及び清掃前に、積載場所の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十九　陸揚げ前に積載場所を機械通風装置を用いて通風すること。 二十　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに清掃すること。
蛍石（フッ化カルシウム）	FLUORSPAR	一　食品及び腐食性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ⑴　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 ⑵　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
生石灰	LIME (UNSLAKED)	一　個品危険物並びにばら積みして運送される固体化学物質及び固体の危険物と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
綿を落とした綿の実	LINTED COTTON SEED	一　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所への立入りは、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。